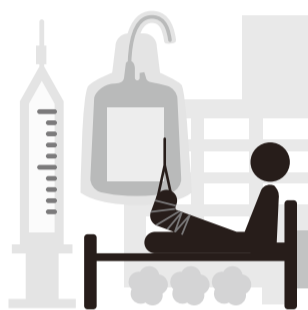


医療費受給者証には有効期限があります

市では、皆さんの健康を守り、安心して暮らせる生活環境を整えるため、一定の条件に該当する方を対象に、医療費の一部を助成しています。

▽助成の対象

該当する方で、まだ申請をしていない方は、随時申請を受け付けています。



●重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳の1級、2級または3級(内部障がいのみ)の交付を受けた者

●ひとり親家庭等医療費助成制度

▽有効期限

18歳に達した最初の年度末(3月31日)までの児童とその母または父

重度の知的障がい(療育手帳A判定または診断書等の交付を受けた者)

精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けた者(通院のみ対象)

両親のいない児童とその養育者(三親等以内)

※いずれの制度も所得制限(平成26年中の所得)があります。詳しくはお問い合わせください。

▽申請・更新が必要な方へ

受付場所

市総合窓口課 4番窓口

受付開始

7月21日(火)より

必要なもの

印鑑、健康保険証等案内文に記載されている書類(詳しくはお問い合わせください)

※平成27年1月2日以降に本市に転入された方、または生計維持者が単身赴任等で本市に住民登録がない世帯の方は、所得課

税証明書(平成27年度)・住民税特別徴収税額通知書のいずれかが必要です。

申し込み・問い合わせ

市総合窓口課医療給付グループ
☎23・6411

お困りではありませんか？ くらしの豆知識②

◆契約トラブル注意報！ 「買え買え詐欺」に注意

【こんなことはありませんか？】

突然、パンフレットが送られてきて、「パンフレットが届いたあなたしか購入する権利がないので、代わりに申し込んでほしい。代金は私が支払うし、あなたに謝礼を払う」などという電話がかかってきます。



【被害に遭わないために】

「権利を高値で買い取る」「謝礼を払う」などといった勧誘電話は、きっぱりと断りましょう。

留守番電話設定や発信番号の表示サービスを利用して登録番号以外からの電話には出ないという対策も有効です。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号
(保健福祉センター2階)
☎23-4133
平日10時～16時

後期高齢者医療制度の 保険証を更新します！

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う健康保険制度のことです。

75歳以上のすべての方と、65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

◆保険証の更新

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は**7月31日(金)**までです。

7月中旬に新しい保険証(オレンジ色)を送付します。届き次第、古い保険証は破棄してください。※簡易書留での受け取りを希望する方は、7月15日(水)までにご連絡ください。

減額認定証の該当区分

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方で「区分Ⅰ」に該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給している方

なお、新たに認定を希望する方は、表の区分Ⅰ・Ⅱに該当することを確認の上、窓口まで申請してください。

◆保険料のお知らせ

平成27年度の保険料の計算方法は次のとおりです。

均等割【1人あたりの額】
51,472円

+

所得割【本人の所得に応じた額】
(前年の所得 - 33万円) × 10.52%

↓

1年間の保険料
《限度額：57万円》
(100円未満切り捨て)

◆保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は、「年金からの支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。

年金からの支払いの場合、手続きの必要はありません。

口座振替へ変更される方は、本人の保険証、預金通帳、届出印を窓口まで持参してください。

◆医療費通知書について

希望の方には、医療費を半年ごとにまとめ、毎年3月と9月に送付します。新たに医療費通知書の発行を希望する方は、窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

※確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりにはできません。

申し込み・問い合わせ

市総合窓口課医療給付グループ
☎23・6411

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601